

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成29年1月5日(2017.1.5)

【公開番号】特開2015-130181(P2015-130181A)

【公開日】平成27年7月16日(2015.7.16)

【年通号数】公開・登録公報2015-045

【出願番号】特願2015-14794(P2015-14794)

【国際特許分類】

G 06 F	21/31	(2013.01)
G 07 G	1/12	(2006.01)
G 07 G	1/00	(2006.01)
G 07 F	7/12	(2006.01)
G 07 F	7/08	(2006.01)
G 06 Q	20/40	(2012.01)

【F I】

G 06 F	21/31	
G 07 G	1/12	3 2 1 P
G 07 G	1/00	3 0 1 Z
G 07 F	7/12	
G 07 F	7/08	R
G 06 Q	20/40	1 0 0

【手続補正書】

【提出日】平成28年11月18日(2016.11.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

決済に関する金額等を表示するとともに決済に用いられる磁気カード及びICカードの読み取り操作を促す表示を行う表示部を備え、ソフトウェアプラットフォームとしての汎用オペレーティングシステム(OS)の下で決済アプリケーション及びその他の業務アプリケーションを実行する非セキュアな第1の情報処理部と、

前記磁気カード、接触型ICカード及び非接触型ICカードを読み取る読み取り部と、

前記決済に用いられるカードが正当な者によって保有されているか否かの認証に用いられる認証情報が入力されるセキュア入力部と、前記セキュア入力部による入力に関連して、前記カードの認証に必要な認証情報の前記セキュア入力部による入力を可能とする表示を行うセキュア表示部とを備えた耐タンパ性を有するセキュアな第2の情報処理部と、を有し、

前記第1の情報処理部と前記第2の情報処理部と前記読み取り部とは筐体に収容され、

前記非接触型ICカードの読み取りを選択する前は、前記接触型ICカード及び前記磁気カードのみが読み取り可能であり、前記非接触型ICカードの読み取りを選択した後は、前記非接触型ICカード、前記接触型ICカード及び前記磁気カードの読み取りが可能であり、

前記セキュア入力部は、少なくともPIN及び署名を前記認証情報として入力可能である、

決済端末装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明の決済端末装置は、決済に関する金額等を表示するとともに決済に用いられる磁気カード及びICカードの読み取り操作を促す表示を行う表示部を備え、ソフトウェアプラットフォームとしての汎用オペレーティングシステム(OS)の下で決済アプリケーション及びその他の業務アプリケーションを実行する非セキュアな第1の情報処理部と、前記磁気カード、接触型ICカード及び非接触型ICカードを読み取る読み取り部と、前記決済に用いられるカードが正当な者によって保有されているか否かの認証に用いられる認証情報が入力されるセキュア入力部と、前記セキュア入力部による入力に関連して、前記カードの認証に必要な認証情報の前記セキュア入力部による入力を可能とする表示を行うセキュア表示部とを備えた耐タンパ性を有するセキュアな第2の情報処理部と、を有し、前記第1の情報処理部と前記第2の情報処理部と前記読み取り部とは筐体に収容され、前記非接触型ICカードの読み取りを選択する前は、前記接触型ICカード及び前記磁気カードのみが読み取り可能であり、前記非接触型ICカードの読み取りを選択した後は、前記非接触型ICカード、前記接触型ICカード及び前記磁気カードの読み取りが可能であり、前記セキュア入力部は、少なくともPIN及び署名を前記認証情報として入力可能であることを特徴とする。